



(研修機関一覧表)

第4条 規程第14条により本会が認定した指定医師研修機関については、一覧表を備え置くものとする。

(指定不可等の通知)

第5条 規程第15条の指定の不可及び第19条の通知には、その理由を付記しなければならない。

(審査の請求)

第6条 規程第20条による審査の請求には、指定医師として不適格でないことを立証するに足る書類を添えなければならない。

(更新前の通知)

第7条 本会は、指定更新を要する指定医師に対して1か月以前にこれを通知する。

(登録)

第8条 指定医師及び指定設備の登録番号は、次のとおりとする。

(1) 指定医師

静岡県医師会の番号、指定及び更新の年、指定医師の番号

(例) 022 — 〇〇 — 〇〇 — 0001

(静岡) (指定年) (更新年) (指定医師の番号)

(2) 指定設備

静岡県医師会の番号、指定の年、指定設備の番号

(例) 022 — 〇〇 — 001

(静岡) (指定年) (指定設備の番号)

(人工妊娠中絶実施後の届出)

第9条 書類の届出は、翌月10日までに静岡県知事に届け出ること。

(1) 人工妊娠中絶を行った医師は、その月中の手術の実施報告票を各自で記載すること。

なお、人工妊娠中絶の実施件数が0件の場合も必ず報告すること。

(2) 複数の指定医師がいる施設では、責任者が各自の実施報告票をとりまとめ届けること。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成30年11月1日から施行する。